

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和7年5月2日

案件名	放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について						
所管	こども・若者未来	局 区	部	放課後児童対策課 こども施設課	課	担当者	内線

事案概要							
<p>近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、全ての子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の子どもの居場所の確保を総合的に進める必要があることから、受入年齢をできるだけ早期に6年生まで拡大するとともに、出欠連絡システムの導入により利用者の利便性の向上や職員の負担軽減を図るため、育成料の改定を行う。 また、民間児童クラブと連携して待機児童対策を図る必要があるため、補助金の見直しを行う。</p>							

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<p>放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について(令和8年度～)</p> <p>(1)市立児童クラブの受入れ年齢の拡大(4年生又は6年生まで受け入れる児童クラブの順次拡充)</p> <p>(2)出欠連絡などのシステム導入(出欠、入退室管理→ICT化)</p> <p>(3)市立児童クラブ育成料の改定(5,300円/月→6,000円/月、夏季9,000円) 利用者負担割合を40%とするという考え方は維持しつつ、応益負担をより図る観点から、夏季長期期間とそれ以外の期間に係る料金を差別化するため、6,000円と9,000円とした。</p> <p>(4)民間児童クラブ事業者への補助金の見直し(市独自体系→国基準に合わせる)</p>
	<p>審議結果 (政策課記入)</p> <p>○原案のとおり承認する。</p>

事業効果 総合計画との関連	事業効果	児童クラブの安定的運営、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保できる。					
	効果測定指標	市立児童クラブでの4年生までの受入れクラブ数			施策番号	2	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標	11	29	53			

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	<p>庁内調整</p> <p>6月 こども文教部 会</p> <p>9月議会 条例改正議案</p> <p>9月議会 ICT化補正予 算要求</p>	<p>予算査定</p>	<p>事業実施</p>				

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(費)		89,700	505,600	829,200	997,200	育成料改定の有無、民営化の状況により変動するため、現時点では不明			
うち任意分									
特財									
国、県支出金		59,800	337,067	552,800	664,800				
地方債		0	0	0	0				
その他		0	0	0	0				
一般財源		29,900	168,533	276,400	332,400				
うち任意分									
捻出する財源※2		0	16,463	16,463	16,463				
一般財源拠出見込額		29,900	152,070	259,937	315,937				
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要	育成料改定に伴う収入の増額により、利用者負担額の不足部分に充当していた同額の一般財源を本事業の財源とする。								
税源涵養(事業の税收効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	8 豊かになり、持続可能な成長を	9 産業とイノベーションに力をいれよう
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
				○					
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年9月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	令和7年6月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
決定会議(令和6年4月11日)		放課後の子どもの居場所の確保(市立児童クラブ育成料等改定と受入年齢拡大)について⇒年齢拡大に伴う受け皿拡大の事業を別途調整(継続審議)							
関係課長打合せ会議(令和6年7月22日)※1		民間児童クラブ事業者への運営等補助金を国基準へ見直すことについて⇒補助金の見直しについては民間事業者の募集等の準備期間を考慮し、先行し要綱改正を行い、令和8年4月からの適用を開始する。また、放課後の子どもの居場所の確保に向けた取り組みのパッケージとして庁議に諮るか、個別に諮るかは、別途調整。							
関係課長打合せ会議(令和6年7月29日)※2		民間活力の導入の一環として、公立児童クラブに入退室管理や出欠連絡のできるシステムを導入(ICT化)することについて⇒公設民営化の実施の有無や時期などを考慮して導入時期を決定する。							
関係課長打合せ会議(令和6年11月19日)※3		放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の見直し方針について⇒応援条例の関係や予算要求など総合的に判断し、令和7年6月部会、9月議会上程にスケジュールを変更。							
関係課長打合せ会議(令和6年12月25日)		放課後の子どもの居場所の確保に向けた庁議の進め方について⇒9月議会での条例改正、9月補正でICT化の予算要求のセットという考え方のままでスケジュールを進めていく。							
調整会議(令和7年2月13日)		放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について⇒一部修正し、上部会議に付議する。							
決定会議(令和7年2月28日)		放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について⇒育成料改定の理由、受入れ年齢拡大、予算や意見等の聴取の有無を整理する。(継続審議)							
決定会議(令和7年4月10日)		放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について⇒原案のとおり上部会議に付議する。							
備考	※1 政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、こども・若者政策課 ※2 政策課、経営監理課、DX推進課、情報公開・文書管理課、人事・給与課、財政課、契約課、こども・若者政策課 ※3 政策課、経営監理課、DX推進課、総務法制課、人事・給与課、財政課、教育総務室、学校教育課、学校施設課、こども・若者政策課								

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R6.3.22 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

【育成料等の改定について】

- (経営監理課長)育成料の改定については、利用者負担の適正化を図るために実施するものであり、新たな事業を始めるための財源確保策として料金を改定するものではないため、表現を工夫してもらいたい。  
→(こども・若者支援課長)承知した。
- (総務法制課長)口頭での説明はあったが、民間の児童クラブの育成料が資料内に入っている方が審議しやすいのではないか。  
→(こども・若者支援課長)資料に追加する。
- (人事・給与課長)待機児童対策として会計年度任用職員の増加も想定されるが、そうした経費の増加分も育成料の改定による収入増加分に対応できるのか。  
→(こども・若者支援課長)すべてを対応することは難しい。現行の体制に捉われず、放課後児童クラブの民間委託なども含めて、その財源を活用した検討を進めていきたい。

【条例改正について】

- (総務法制課長)条例に関して、受入れ年齢を小学6年生まで引き上げる改正をすることが望ましいと考えている。詳細は今後、調整させていただきたい。また、新しい事業に対応しやすいように規則、要綱等での規定を検討するとしているが、どのようなものをイメージしているか。  
→(こども・若者支援課長)現在、複数校で実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブとの統合などを想定しており、統合した場合、利用形態によって料金が異なることが想定されるため、こうした新たな制度設計を柔軟に行えるようにすることなどを想定している。
- (総務法制課長)あくまで料金は条例で定め、見直しを3年に一度行うことが望ましいと考えている。規則や要綱等での規定も検討の余地はあるが、現時点では表現を工夫していただきたい。

【事業経費について】

- (財政課長)総合計画推進プログラムに予算計上している経費の用途は何か。
- (こども・若者支援課長)放課後児童クラブの待機児童対策のため、学校に余裕教室が生じた場合の改修費用などを予算計上しており、今回の提案内容が含まれているものではない。

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R6.4.11	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
<p>【市立児童クラブ育成料等の改定について】</p> <p>○(財政課長)育成料を1,200円ずつ2年間かけて引き上げるとは、市民にとってインパクトがあると思う。3年間であれば、毎年800円ずつになるが、2年間とした理由について伺う。</p> <p>→(子ども・若者支援課長)行財政構造改革プランにおける利用と負担の適正化では、差額が生じた場合、その差を1.3倍以内としており、その範囲内に収まる金額として、今回の内容を提案させていただいた。質問のとおり、3年間で引き上げるということもできるが、次の改定時にも、物価高騰・賃金上昇等の影響により引き上げる可能性が高く、4年・5年と続けての引き上げを避けるため、2年間とした。</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)延長育成料の改定は、1回で400円引き上げということではどうか。</p> <p>→(子ども・若者政策課長)そのとおりである。実績値を根拠としており、月1～3回の利用が50%以上で、利用実態が少ないことから1回での引き上げとしている。</p> <p>→(総合政策・地方創生担当部長)育成料の国・県・市の負担割合は1/3ずつということではどうか。50%に満たない部分も3者で負担するということか。</p> <p>→(子ども・若者支援課長)そのとおりである。</p> <p>→(総合政策・地方創生担当部長)今回の育成料の改定により、利用者と国・県・市の負担割合は1/2になると考えるが、資料2ページでは、利用者の割合が49.7%となっている理由は、</p> <p>→(子ども・若者支援課総括副主幹)100円未満を切り捨てたことによるものである。</p> <p>【条例改正について】</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)条例改正の考え方について、改めて伺う。</p> <p>→(子ども・若者政策課長)今回の条例改正において、受入年齢を6年生まで拡大する内容とするが、実際は段階的な拡大となるため、附則等にその内容を謳うことを考えている。</p> <p>○(総務局長)平成30年度から一部の児童クラブにおいて、モデル事業として4年生までの受入を実施しているが、利用実態と条例改正の考え方については、整合を図った上で取り組んでいただきたい。</p> <p>【受入年齢拡大に向けた考え方について】</p> <p>○(総務局長)本市は公設公営で児童クラブを運営しているが、対象年齢を拡大した場合、待機児童が増加することが見込まれ、場所や人員も限られている中では、民間活力を積極的に活用した検討が必要ではないか。また、受入年齢を拡大したが、実態として利用することができないといったことが生じるのではないかと。今後、どのような取組を考えているのか伺う。</p> <p>→(子ども・若者支援課長)場所の確保については、小学校との連携が不可欠である。しかし、少人数学級や特別支援級が増加傾向にある中で、学校からは教室を戻してほしいとの声が上がっている。他市ではあるが、下校時間が早い低学年の教室を下校後に切り替え、教室確保に努めている例がある。また、人員の確保については、民間の派遣会社を一部利用したり、昨年度からはシルバー人材センターに依頼し支援員の確保に努めているが、厳しい状況下に置かれている。政令指定都市の中で児童クラブの公設公営は、本市、熊本市、広島市の3市のみとなっており、今後、効率的な運営をしていくためには、民間活力を導入した運営が必要であると考えている。</p> <p>→(総務局長)受入年齢の拡大については、受け皿があって初めて実施できる施策だと考えるため、スピード感を持って取り組んでいただきたい。</p> <p>【他市の児童クラブ育成料と延長育成料について】</p> <p>○(財政担当部長)説明資料11・12ページについて、公設公営と公設民営ではサービス内容等が異なり、金額での単純比較ができないため、見せ方の工夫が必要ではないかと考える。</p> <p>【その他】</p> <p>○(市長公室長)現在、子ども・若者未来局において、「(仮称)子育て世代応援条例」の検討を進めているが、どのようなスケジュールとなっているか。</p> <p>→(子ども・若者政策課長)令和7年1月1日の施行を目指し取り組んでいる。</p> <p>→(市長公室長)議会への情報提供等について、今回の事案と重なる部分があるが、そのことについて意見を伺いたい。</p> <p>→(総務局長)条例を制定した上で、サービスが充実するということを打ち出せばよいが、育成料等を引き上げ、待機児童が増加する可能性があるということなどをどのように説明していくのか懸念がある。</p> <p>→(政策課長)条例を制定し新たな施策を展開する際に、育成料等を改定しないという議論が生じる可能性があると考えている。本来収入として入ってくる育成料に注力すべきか、子ども施策に対して注力すべきか。また、改定しなかった場合は現行と何も変わらないため、インパクトとしてあるのかないのかなど、様々な検討が必要となるため、ここで育成料等を改定することも選択肢の一つであると考えている。</p> <p>→(市長公室長)「(仮称)子育て世代応援条例」は、いつ頃庁議に諮るのか。</p> <p>→(子ども・若者政策課長)現在、審議会に諮問しており、6月に答申をいただく予定となっているため、7月の庁議を考えている。</p> <p>→(総務局長)「(仮称)子育て世代応援条例」の制定と合わせて実施できる施策はあるのか。</p> <p>→(子ども・若者支援課長)改定による財源を活用して、職場環境のDX化や民間児童クラブへの補助金見直しなど、子育て施策のパッケージを検討している。しかし、資料において、育成料等を改定すること、今後の事業展開に結びつきがなかったと考える。</p> <p>→(総務局長)パッケージとして今後の事業展開を検討しているのであれば、利用者の負担と負担することによる効果を合わせて示した方が、理解を得やすいのではないかと考える。</p> <p>→(市長公室長)この事案については、引き続き、決定会議で審議させていただきたい。パッケージが整った段階で改めて調整させていただきたい。</p>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.1.23	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。	
<p>【受入れ年齢拡大について】</p> <p>○(経営監理課長)受入れ年齢の拡大について、拡大の方針は前回の決定会議で承認されているのか。  →(こども・若者支援課長)継続案件となっており、まだ何も決まってははいない。今回の庁議で承認されれば、6年生までの受入れを条例に規定する考えである。  →(経営監理課長)現行のモデル事業は、4年生までの受入れか。  →(こども・若者支援課長)相模湖地域の児童クラブのみ、6年生まで受入れている。  →(経営監理課長)利用者の長期推計が示されておらず、課題が見え隠れする中で、条例に6年生まで規定することを決めてよいのか。これから4年生の受入れを判断する中で、懸念点として挙げさせていただく。  ○(人事・給与課長)受入れ年齢の拡大について、モデル事業として6年生までの受入れを実施しているのであれば、ここで受入れ年齢を拡大することは賛成であるが、実際に拡大した場合、待機児童は発生しないのか。また、総合教育会議において「普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める」としているが、教室が足りているとは捉えられない。今後、どのように対応していくのか伺う。  →(こども・若者支援課長)市域全体ではなく学校ごとに状況が異なっており、待機児童が発生している学校もあれば、定員に達していない学校もある。3年生までの受入れを必須とし、余裕があるところは4年生以上を受入れていきたい。場所の課題を解決し運営の効率化が図れれば、6年生までの受入れが可能となる児童クラブが増えていくと考える。  →(人事・給与課長)この学校は普通教室を活用、この学校は特別教室を活用と、学校ごとに個別の調整となるのか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  →(人事・給与課長)普通教室については、机や椅子がある中で、下校後にどのように活用するのか。  →(こども・若者支援課長)三鷹市では、民間事業者が普通教室を活用した児童クラブを運営していることから視察に行ってきた。確かに、学校現場からは、私物の管理や掲示物の心配、授業の準備ができない等の意見はあるが、学校は地域のものであり、子ども達のものでもあるという考えの中で、下校時刻が一番早い1年生の教室を終礼とともに、児童クラブの指導者に引き継ぎ、ワゴンで道具運び、そのまま児童クラブとして使用していた。総合教育会議で事例として取り上げ、今後、学校との交渉を重ねていきたい。  →(人事・給与課長)三鷹市は民間事業者であるが、本市は会計年度任用職員が指導者の役割を担うこととなる。本当に実施できるものなのかどうか、イメージがわかかなかった。  →(こども・若者支援課長)まずは、余裕教室、次に特別教室、最後に普通教室という順番で、学校との交渉を重ねていきたいと考える。学校次第ということもあるが、教育委員会の理解は得たと捉えている。今後、好事例を増やしていき、学校へ浸透させていきたい。  ○(総務法制課長)条例改正について、事業調書の審議事項には「受入れ年齢を6年生まで拡大」としているが、説明資料5ページでは、令和8年度から令和10年度までは4年生、令和11年度から5・6年生までとなっている。児童福祉法では「対象者は小学生。ただし、地域の実情に応じて」と規定されているが、条例で6年生までと規定した場合、待機児童数が大幅に増加するのではないのか。今回の審議事項は「令和10年度までは4年生及び令和11年度から6年生まで」という提案なのか。それとも「まずは4年生まで拡大し、その後、6年生まで拡大していく」という提案なのか。  →(こども・若者支援課長)現に6年生まで受入れている相模湖を踏まえると、条例は6年生までの規定になるのではないかと考える。  →(総務法制課長)条例では6年生まで規定するが、まずは4年生まで受入れを拡大するという提案でよいか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  →(経営監理課長)現行のモデル事業は、条例の枠外での取扱いとなるのか。  →(総務法制課長)「ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。  →(政策課長)条文については、総務法制課と調整していただきたい。</p> <p>【ICT化による利便性の向上について】</p> <p>○(財政課長)ICT化による利便性の向上について、説明資料24ページのスケジュールでは、令和7年度9月補正要求となっているが、説明資料23ページの予算では、令和7年度の金額は空欄となっている。令和8年度当初から運用を開始するのであれば、令和7年度中に費用が発生するのではないのか。  →(こども・若者支援課長)令和7年度から費用が発生するため、説明資料を修正する。  ○(政策課長)ICT化による利便性の向上について、保護者側の効果をもう少し前面に出した内容としていただきたい。</p> <p>【民間事業者への補助金の見直しについて】</p> <p>○(人事・給与課長)民間児童クラブへの補助金の見直しについて、今までは市の独自基準であったものを国の基準に合わせるということだが、民間児童クラブから補助金の見直しを求める声はあがっていたのか。  →(こども・若者支援課長)毎年、声はあがっている。見直しにより単価を上げることで、民間児童クラブの育成料の上昇を抑えて、保護者もメリットが受けられると考える。  →(人事・給与課長)補助金を見直すことで、民間児童クラブの育成料は下がるのか。  →(こども・若者支援課長)下がるのが期待される。</p> <p>【育成料の改定について】</p> <p>○(財政課長)説明資料20ページの育成料の改定について、「まずは、40.3%で積算する」としているが、国の基準に示されている利用者の負担割合(2分の1)は、いつ頃になるのか。  →(こども・若者支援課長)他市では、子育て施策として育成料を軽減しているところもあり、負担割合(2分の1)を目指していきたいとは考えている。  →(財政課長)目指すのか、目指さないのか、どちらなのか。  →(こども・若者支援課長)将来的に民営化を進めていくため、そこで育成料の見直しも含め議論したいと考える。  →(財政課長)条例に育成料を規定しているのか。  →(こども・若者支援課長)金額のみを規定している。  →(財政課長)民営化を進めていく部分がありつつも、目指すのであれば「何年後に」といった目標設定が必要になるのではないのか。また、負担割合(2分の1)とされている中で、その差分を市が負担していることを示さなければ利用者に伝わらない。</p>		
<<次ページあり>>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.1.23	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。	
<p>&lt;&lt;つづき&gt;&gt;</p> <p>○(財政課長)歳入の育成料改定による増額については、令和8年度と令和9年度を同額としているが、経過措置を設けるのであれば、令和8年度の一般財源は増えるのではないか。  →(こども・若者支援課長)経過措置を設けるのは、民間児童クラブへの補助金の見直しであり、育成料改定については、経過措置を設けない。  →(政策課長)前回の庁議では、段階的に育成料を上げていくとしていたが、今回は一律の料金にすることか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。前回の庁議で示した7,700円は、激変緩和の対応があったため段階的としていたが、今回の6,100円は130%以内であることから一律とし、令和8年4月から徴収する考えである。  ○(人事・給与課長)説明資料21ページの夏季期間料金について、利用者が0.4倍となっているが、夏休みとそれ以外で利用率が異なるのか。  →(こども・若者支援課長)夏休み中は、利用者が減るためである。  →(人事・給与課長)利用時間やコスト等を踏まえ、8,000円に設定したということか。また、他の指定都市においても夏季期間料金を設けているのか。  →(こども・若者支援課長)京都市、静岡市、千葉市、岡山市などで設けている。預かる時間も通常時と比較し倍近くなるため、夏季期間料金を設定している。  →(人事・給与課長)改定後の育成料を他の指定都市と比較すると、もう少し徴収してもよいのではないかと考える。  ○(政策課長)夏季期間料金について、8月の1か月間としているが、本市は8月下旬から学校が始まる中で、1か月分の育成料を徴収するのか。  →(こども・若者支援課長)7月下旬も含めた期間としている。  →(政策課長)8月として徴収しているが、実際は、夏休み期間中の育成料として、適正に設定しているということか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  ○(経営監理課長)育成料の改定について、改定後の負担割合を40.3%としているが、このままでは、令和11年度の見直し時に影響するのではないか。  →(財政課長)40%を目指しているのか、それとも50%を目指すのか。  →(こども・若者支援課長)3年後に民営化の姿が見えてくるので、そこで民営化の料金ベースに合わせ検討していく。  →(財政課長)そこまで40%で進めるのであれば、40%とする理由を整理すべきだと考える。  →(政策課長)学校給食費の改定のように、本来の負担額と実際の支払い額の差について、子育て施策として一般財源を投じているとの説明もあると考える。令和11年度の育成料の見直し及び民営化について、この案件が整理できた段階で検討を開始していただきたい。</p> <p>【予算について】  ○(人事・給与課長)説明資料23ページの予算について、歳入額を「68,780千円」としているが、説明資料21ページの(参考)育成料積算では、減免額を差し引いた金額となっているため、平仄を取っていただきたい。  →(財政課長)ICT化による利便性の向上について、国・県からの特財があるということか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  →(財政課長)DX債も充当できる可能性があるため、検討していただきたい。  →(経営監理課長)参考として記載している民間補助金見直しについては、前回の会議でも意見を述べたが、育成料を原資に民間補助金を見直ししているように見受けられてしまうため、記載方法を検討していただきたい。</p> <p>【公設民営化について】  ○(総務法制課長)将来的な課題について、今回の審議事項ではないが、今後、民営化を進めていく中で、今の人的資源だけでは対応が難しくなると考えるため、積極的な検討をお願いしたい。また、説明資料の最終ページに公設民営化(委託)した場合の積算資料が参考としてあるが、この経費の中に、こども・若者支援課の常勤職員や会計年度任用職員の費用も含まれているのか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  →(総務法制課長)民営化し人工が生み出せれば、経費を削減できるということか。  →(こども・若者支援課長)人件費分を削減することができる。  →(総務法制課長)今後、民営化による効果を見せられるようにしていただきたい。  ○(経営監理課長)(参考)公設民営化(委託)した場合の参考積算について、審議事項とは別の内容となるため、資料の一連に組み込むのではなく、別で添付する形でも構わないと考える。</p>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.2.28	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
【受入れ年齢拡大について】		
○(総務法制課長)受入れ年齢拡大に伴う条例の改正について、令和8年度から4年生まで受入れを拡大し、令和11年度を目指し段階的に受入れるのであれば、改正の考え方は、1つ目は4年生までと規定するもの、もう1つは、6年生までと規定し、附則を設け、自分の間や期限などを定めるもの、の2通りとなる。なお、4年生までと規定した場合には、5・6年生に受入れを拡大する際も同様の議論が生じるため、実施年を定めることが難しくなる。6年生までと規定した場合には、近い将来、必ず実施しなければならなくなる。どちらでの対応も可能であるが、こども・若者未来局としての考えはどちらなのか。		
→(こども・若者未来局長)現在、待機児童が発生しているが、来年度はさらに増える見込みである。6年生まで受入れを拡大する場合、学校の教室を使用させていただく必要があり、使用するためには、学校が要求するルールを構築していく必要がある。令和7年度に教育委員会とどこまで調整できるかに関わってくるが、その調整が上手くいけば、6年生までの受入れは可能であると考えているため、令和8年度から6年生までと規定したい。		
→(総務法制課長)6年生までの受入れを基本とし、学校との調整結果により附則による段階的な受入れを考えるとということではよいのか。		
→(こども・若者未来局長)そのとおりである。		
→(市長公室長)令和7年度は、4年生以上の募集は行わないのではないのか。		
→(総務局長)現時点のスケジュールは、令和7年度の6月部会での説明を予定しているが、この審議において、令和11年度までに6年生を受入れることについて承認することとなるのか。条例で6年生までと規定した場合、いつ・どのタイミングで意思決定を諮ったのか問われざるを得なくなると考えるため、そこの兼ね合いになる。		
→(市長公室長)審議事項は「令和8年度より全市で小学校4年生の受入れを実施する」ということではないのか。		
→(こども・若者未来局長)そのとおりである。その上で、条例の規定をどのようにしていくのか考える必要がある。		
→(こども・若者支援課長)モデル事業をどのように捉えるかによると考える。現に令和6年度から相模湖において6年生まで受入れを行っている。		
→(総務局長)条例を改正せずに受入れているのか。		
→(こども・若者支援課長)そのとおりである。特に4年生の受入れについては、モデル事業として、相当の期間が経過している、		
→(市長公室長)条例におけるモデル事業の位置づけについて伺う。		
→(総務法制課長)「市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定での取組となる。		
→(市長公室長)今回の審議事項は、4年生まで受入れを拡大するということではよいのか。		
→(こども・若者未来局長)条例については実態と合わせる。		
→(総務法制課長)4年生までという規定でよいのか。		
→(こども・若者未来局長)その内容で整理させていただく。		
→(財政局長)条例で4年生までとするのであれば、6年生の受入れはいつから開始するのか。また、教室や職員の状況により、4年生を受入れられない児童クラブが発生するのではないのか。		
→(総務法制課長)待機児童は発生することとなる。		
→(財政局長)募集をして待機児童が発生することはやむを得ないことであるが、先ほどの説明では1次募集で3年生まで募集し、その時点で定員に達していれば受け付けないという説明であった。「募集しない」ということ自体、条例と整合が図れていることとなるのか。		
→(市長公室長)受入れ年齢の拡大については、改めて整理いただきたい。		
○(財政局長)教室のタイムシェアを含めた活用について、教員委員会内で理解されているということではよいのか。		
→(こども・若者支援課長)総合教育会議の結果を校長会で周知していただけており、学校へ個別に交渉している中で、学校長の理解も進んでいる印象を受けている。なお、余裕教室、多目的教室、普通教室という順に交渉を行っていく。		
→(財政局長)余裕教室等を活用した中で6年生までの受入れを展開していくということであるが、新たな建物は建てないという理解でよいのか。		
→(こども・若者未来局長)既存施設の活用を第一に取り組んでいく考えである。		
→(財政局長)勤めているわけではないが、6年生までの受入れを見通した時に、余裕教室等だけでは受入れできない地域や学校が見込めれば、新たな建物を建てるという考えがあっても良かったのではないかと考える。		
【育成料の改定について】		
○(財政局長)利用者の負担割合について、国の基準が2分の1と示されている中で、40%程度とする理由について伺う。		
→(こども・若者未来局長)他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度とした。財政局への相談となるが、令和7年度は子育てに関連する予算を充実していただいている中で、学校給食の1年生の無償化を実施する一方で、応能負担とはいえ、育成料を改定することについて、様々な意見が出ることが想定される。現状は、市の子育て支援として一般財源を投入して35%程度に留めているが、改定後も他の指定都市を踏まえ、40%程度に留めさせていただきたいという提案となる。		
→(財政局長)例えば、保育料については、国の精算基準がある中で、目標額を定め7割程度にしたが、その際、今でいう社会福祉審議会へ諮問・答申したと記憶している。育成料については、他の指定都市の状況等を踏まえ40%程度ということは理解できるが、40%程度の妥当性をどこで判断することとなるのか。17年間育成料の改定を行っていないのであれば、外部から意見等を聴取し、妥当性の承認を得てもよいのではないのか。意見として述べさせていただく。		
○(こども・若者未来局長)財政局長から意見いただいた外部への意見等の聴取について、ネガティブな意見が多く出るのはないかと懸念する。一般財源を投入することから、市の判断だと捉えていたため、外部への意見等の聴取は考えていなかった。		
→(財政局長)自分の経験を含め参考として意見を述べさせていただいた。必ずしも審議会等の外部へ諮れということではない。しかし、利用者の負担割合を40%程度にすることについては、議会などで問われる可能性があり、どのように説明するのか考えておかなければならない。		
→(こども・若者未来局長)子育て施策によるものであり、そのような説明になると考える。		
○(財政局長)延長育成料の改定について、見直しを検討するとしているが、いつ頃見直すことを考えているのか。		
→(こども・若者支援課長)さがみっ子クラブとの一体的な運営や民営化を進めていくなど、これからの検討の中で、延長育成料の改定についても考えていきたい。		

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.2.28	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
<p>&lt;&lt;つづき&gt;&gt;</p> <p>○(財政担当部長)説明資料22ページの育成料積算について、利用者人数の欄は何を表しているのか。  →(こども・若者支援課長)決算額と令和5年度の利用者人数を基に、利用者の負担割合を40%程度とした場合の育成料を表したものである。</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)育成料の改定について、17年間改定を行っていない中で、どのような場合に改定するのか、今後の考え方も示す必要があると考える。  →(こども・若者支援課長)人件費の上昇や物価の高騰など、現行水準と比べ差が開く一方であり、新たな施策に取り組むにも財源が必要となる。令和7年度から新たな組織体制となるため、現在の運営体制のままがいいのか、民営化を進めていくのか、大きな転換を検討していかなければならない。その際に、民営化の委託料を加味した上での料金体系や就労の有無にかかわらず17時まで受入れるかなど、他自治体の運営体制を踏まえ根本的に見直した中で、3年後に向け、新たな結論を出していきたいと考える。</p> <p>→(総合政策・地方創生担当部長)3年間ごとに見直しを図ることや今後の方針を説明資料で打ち出してもよいのではないかと考える。育成料を40%程度に留める理由は問われるため、今後の方針で整理できればと考えた。</p> <p>○(市長公室長)育成料の改定について、新たな取組を実施するために育成料を改正するように見受けられるが、調整会議でそのような議論があったのか。  →(こども・若者未来局長)育成料の改定と民間補助金の見直しの見せ方については、調整会議でも意見があったと伺っている。育成料の改定は、児童クラブの適正な運営とサービスを向上させるために取り組むものであり、優先順位が高いのはICT化であって、財源にしたいと考えている。教室を上手く活用している自治体では、学校は保護者からの問い合わせを一番気にしており、入退室管理などをICT化することにより、学校の理解が得られやすくなると伺っている。</p> <p>【予算について】  ○(財政局長)予算について、育成料改定による増額「50,300千円」は、育成料の負担を40%程度にした場合の増額分という認識でよいか。  →(こども・若者支援課長)そのとおりである。  →(財政課長)育成料を改定することによって国・県からの特財が減るという認識でよいか。  →(こども・若者支援課総括副主任)特財は減ることになる。記載した金額は改定により見込める純粋な歳入額となる。  →(財政局長)市負担である3分の1分は増額するが、国・県の3分の2は減額になるということよいか。つまり、「50,300千円」のうち、3分の1である「約17,000千円」が市の増額分という理解でいいのか。  →(こども・若者支援課総括副主任)そのとおりである。</p> <p>【その他】  ○(市長公室長)17年間育成料の改定を行っていない中で、改定する最たる理由をもう少し具体的に追記いただきたい。また、受入れ年齢の拡大、予算や意見等の聴取の有無について改めて整理いただきたい。</p>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.4.10	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【受入れ年齢拡大について】		
○(財政局長)今年度、待機児童が100人程度いるが、面積不足の原因と補助員等の人材不足が原因の二つの理由がある。人材不足が原因で入れなかった児童は何人いるのか。		
人材不足が原因で待機児童が発生している場合、施設改修を図っても問題解決に繋がらないのではないか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)受入れる施設がなければ募集はできない状況である。		
→(財政局長)施設がある中で、募集できていない人数を知りたい。		
→(放課後児童対策課長)現在20クラブにおいて待機児童が発生しており、人材不足が原因のクラブは、2～3クラブである。		
○(財政局長)受入れ年齢拡大について、モデル事業で実施するのか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)今まで行ってきたモデル事業とは考え方が異なるものであり、6年生まで拡大していきたい中での移行期間と捉えている。		
→(財政局長)以前、総務法制課からモデル事業ではなく条例化するように指摘されていたが、そこを「市長が特に必要と認めるときはこの限りではない」という規定に基づき相模湖地区で6年生まで拡大した経緯がある。		
今回モデル事業として取り組むのはどういう理由なのか、総務法制課に伺いたい。		
→(総務法制課長)条例の改正等で、どういった協議があったか承知していない。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)こども・若者未来局の考え方として、条例で6年生までとした場合、標準的な受入れ体制を6年生までにしなければならないと考えている。しかし、現状では、11クラブしか4年生以上の受入れができない状況であり、条例と現状が乖離していることから、規定するのは難しいと考えている。以前の協議において、前述のただし書きでの対応という意見もあったが、規定するからには6年生までが基本であり、特例が何十ヶ所もあるという状況も好ましくないと考える。そのため、現時点では、それに近づける取組を推進し、6年生を受入れられる状況に近づいた時点で改正をしていきたいと考えている。これがモデル事業なのかと問われると、移行するための期間ということになる。		
→(財政局長)趣旨がないモデル事業に予算をつけるのは厳しい。		
○(財政局長)他市町村で、3年生までの受入れを第一段階で行い、空きがあれば4年生・5年生を受入れるという事例はあるのか。その場合、当該市町村で条例はどのように改正してきたのか。		
→(放課後児童対策課長)そこまで確認できていない状況である。		
→(財政局長)経過措置で実施できないのか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)経過措置で指定されることにより、場所と人がついて回ってしまうため、柔軟な対応ができなくなってしまう恐れがある。		
→(財政局長)他市町の条例を確認すること。		
→(財政局長)6年生まで実施すると打ち出しても良いのではないかと。モデル事業となるとできるところだけ行っているように見える。		
○(財政課長)条例を改正し育成料だけ上げるのか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)その予定である。部会説明では、6年生までの拡充を目指すことを前提にICT化も進めて市民サービスが向上するということも打ち出していきたい。		
【育成料の改定について】		
○(市長公室長)育成料を改定する最たる理由をもう1度説明してほしい。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)現在の育成料:5,300円は、平成18年に設定された金額であり、当時の運営費、人件費等がどの程度であったかは過去の資料から探し出せなかった。平成30年当初と令和5年の決算額を比較すると、人件費については1.5倍、運営費については1.2倍増額しており、合計の児童クラブ運営経費は、平成30年度と比較すると、すでに1.4倍に増えているといった状況である。		
現在の5,300円では、人件費や物価が高騰している中、運営していくのが厳しいと捉えていることから、6,100円に増額したいと考えている。		
○(市長公室長)人件費や物価が高騰しているというトレンドを見た上で、増額が必要になったというのが最たる理由か。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)そのとおりである。また、他の指定都市の金額設定のバランス等を勘案しながら設定した。		
○(財政局長)説明資料18ページ、改定する背景とその理由「国は、利用者の負担軽減の割合を1/2としている中、本市としては、子育て世代の負担軽減の観点から、国が示す基準以上の支援をし、現状、利用者負担を35%程度に留めている」とあるが、あえて35%に留めているのか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)結果として留めていることになる。		
→(財政局長)負担軽減の観点からなのか。18年間改定を実施しなかったことから35%になっているということではないのか。「35%に留める」ということを市で決定したのか。現在も負担軽減の観点から5,300円にすることをどこかで決定しているのか。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)決定はしていない。		
→(財政局長)決定していないことを記載するのはいかがか。5%増額する理由は何か。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)今まで増額していない中で、1/2に限りなく近づける努力はするべきという認識は持っている。しかし、その上げ幅が、10%となると大きな増額改定となる。		
一方で市全体としては子育て応援条例を制定して、子育て世代を応援していくという姿勢を示している中でも、増額せざるを得ない状況となっている。		
→(財政局長)1/2としたいが改定していなかったことから、本市は現在35%になっているという記載で良いのではないかと。1/2を目指すのが、保護者負担の軽減を鑑みて、負担割合を40%にするということであれば違和感はない。当面の間は、40%に留めるが、国の基準は1/2であることから、市としては1/2を見据えていく必要がある。		
○(財政局長)8月の夏休みを休んだ場合、費用負担はあるのか。		
→(放課後児童対策課長)在籍している以上、費用負担は発生する。		
○(市長公室長)育成料改定に向けた考え方は二つあり、子育て応援条例の制定と、総合計画にある「子育て」、「教育」、「まちづくり」の「子育て」、「教育」というのが、大きな軸足としてある。		
整備方針等がない中で、育成料を改正することについては理論武装が必要である。		
→(こどもの居場所づくり担当部長)児童福祉法では児童クラブの対象は全学年であり、3年生までの本市は、指定都市の中で非常に対応が遅れている状況であり、こども・若者未来局としても課題と捉えている。以前から財源の課題は言われており、今回育成料の増額改定は致し方がないと考えている。		

<<次ページあり>>

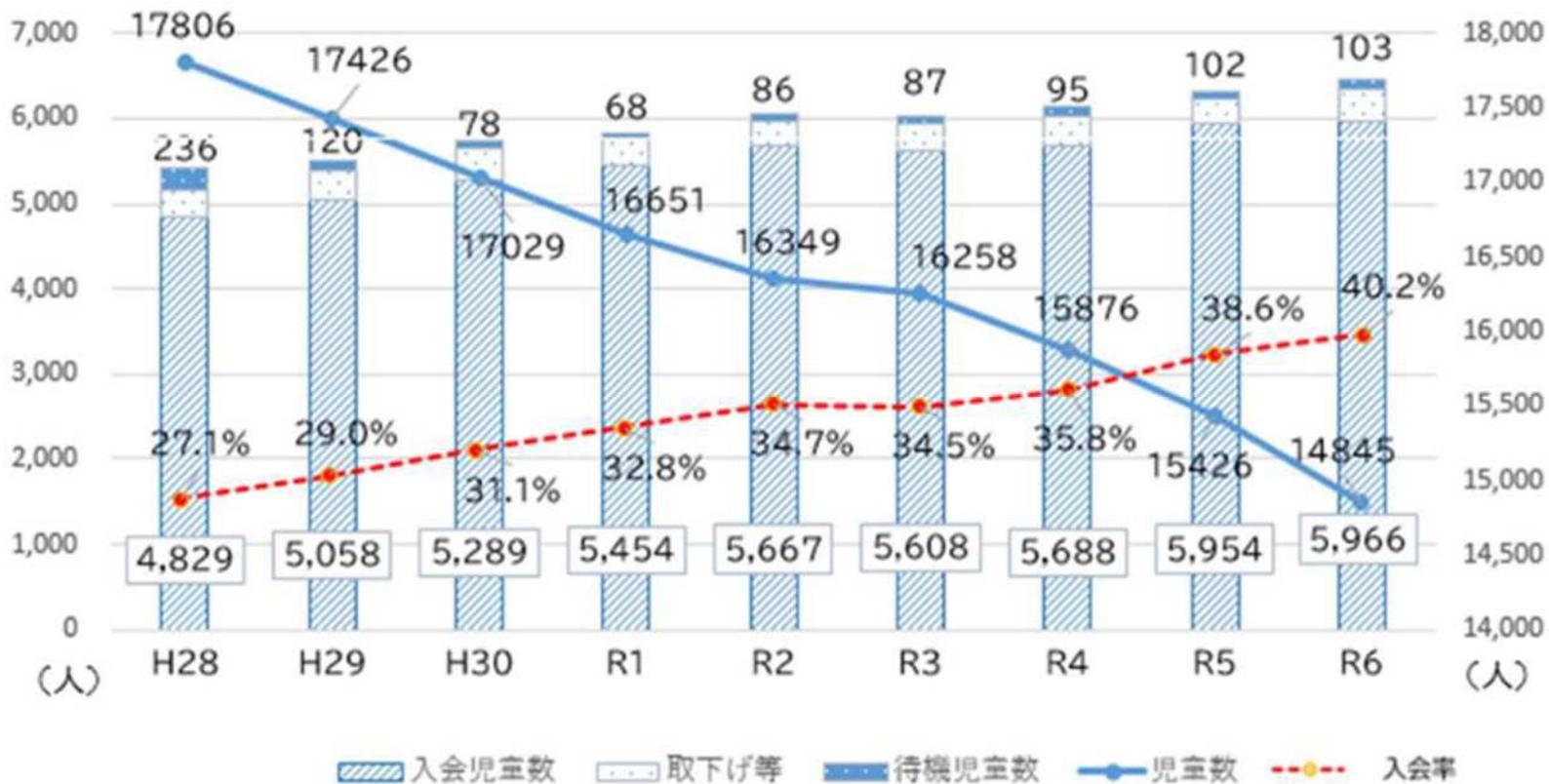
庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.4.10	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
<<つづき>>		
<p>【予算について】</p> <p>○(財政局長)説明資料21ページ、待機児童対策において令和7年度に18クラブ、令和8年度に24クラブ、令和9年度に14クラブを整備することで、何年生までの受入れが可能となる計画なのか。</p> <p>→(放課後児童対策課長)令和9年度までに、6年生までの受入れが可能となる計画である。</p> <p>→(財政局長)教育委員会から整備期間を延ばしてほしい申出があった場合、どう対応するのか。</p> <p>→(こどもの居場所づくり担当部長)教育委員会も自分たちの預かる子どもが安全な場所で過ごすことができる面では、メリットがあると考えているので調整していきたい。</p> <p>→(財政局長)経過措置などの後ろ盾がなく、事業を進めていくのは難しいのではないか。</p> <p>→(こどもの居場所づくり担当部長)本来であれば整備方針等があり、方針等に基づいて実施していくのが通常だと考えるが、そのようなものがない中で進めているので厳しい状況である。</p> <p>【その他】</p> <p>○(市長公室長)今回の庁議の根拠は、どこからスタートしているのか。</p> <p>→(こどもの居場所づくり担当部長)育成料を改定したいところからである。</p> <p>→(市長公室長)子どもの居場所を確保するためには、育成料の改定が必要なのか。</p> <p>育成料の改定については、根拠が必要である。計画で定めているなどのスタートアップの考え方はあるのか。</p> <p>→(放課後児童対策課長)計画等で定めているものではない。必要な経費、質の向上を図る上で、これだけ費用がかかるということから、改定したいという流れである。</p> <p>→(市長公室長)子育て応援条例が4月に施行され、子育て世代を応援していくという姿勢を示している中で育成料を改定することに対して、物価高騰のみを根拠とするのか。</p> <p>→(放課後児童対策課長)受入れ体制・人材の確保など、環境整備がどうしても必要であり、しっかりと見据えてやっていかなければ6年生までの受入れは実現できないだろうと考えている。さらに質問があったとおり、人材の確保すらできるのかという状況になりかねないため、しっかりと打ち出していきたい。</p> <p>当然、これは市民にもメリットがあるものと考えているおり、ICT化など見える形にもしていきたい。ベースである環境整備をしっかりと行い、質の担保を上げていきたいということである。</p> <p>○(市長公室長)本件は上部会議へ付議するものとして承認するが、市長・副市長への事前説明において、疑義が生じた場合は、改めて決定会議で再審議とする。</p>		

放課後の子どもの居場所の確保に向けた  
今後の取組について  
(令和7年5月2日 戦略会議)

こども・若者未来局

放課後児童対策課  
こども施設課

# 1. 現状(市立児童クラブの定員・入会児童数、待機児童数等の推移)



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
児童クラブ数	67	68	68	68	68	68	68	68	68	
3年生まで	67	68	65	65	63	61	61	57	57	
4年生以上			3	3	5	7	7	11	11	対H28
児童数	17,806	17,426	17,029	16,651	16,349	16,258	15,876	15,426	14,845	83%
★ 入会児童数	4,829	5,058	5,289	5,454	5,667	5,608	5,688	5,954	5,966	123%
取下げ等	345	320	366	305	289	329	350	271	383	111%
待機児童数	236	120	78	68	86	87	95	102	103	43%
申請者数	5,410	5,498	5,733	5,827	6,042	6,024	6,133	6,327	6,452	119%
定員	4,602	5,114	5,461	5,664	5,761	5,811	5,917	6,052	6,099	132%

- 近年の共働き家庭の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中で、子どもたちが安全・安心に過ごせる**放課後の居場所の確保**が求められている。
- 将来的な部分も含め、地域特性を考慮した放課後の子どもの居場所を確保するため、**事業を総合的に進める必要がある。**

## 課題

**「市立児童クラブの受入れ年齢の拡大」「待機児童の解消」  
「職員の確保と質の向上」、「民間児童クラブとの更なる連携」など**

### 【国の主な動き】

- **こども基本法**(令和5年4月1日 施行)  
こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするなど、こども施策を総合的に推進することを目的とする。
- **こども大綱**「こどもまんなか社会」を目指す（令和5年12月22日閣議決定）  
少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- **子どもの居場所づくりに関する指針の作成**(令和5年12月22日付け)
- **「放課後児童対策パッケージ2025」**(令和6年12月)  
⇒放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から、令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策

## 2 対応案(放課後の子どもの居場所づくり(市立児童クラブの充実))

		将来的に目指す姿	今回の提案
受入れ年齢		できる限り早期に、 小学校6年生までを対象に、 入会希望者全員受入れ 〈条例改正〉	令和8年度以降、4年生 又は 6年生まで受け入れる児童クラブを 拡充
受入れ体制	場所の確保	子どもたちの安心・安全確保 のため、全ての小学校の敷地 内又は隣接する敷地に設置 〈条例改正〉	・ 余裕教室や特別教室の更なる活用 に向けた改修の加速化 〈9月補正〉 ・ 普通教室のタイムシェアを含めた活 用の検討加速化 ・ 放課後子ども教室と児童クラブの 一体的な運営の検討 ※民間児童クラブの補助金の見直し
	職員の確保・ 質の向上	・ デジタル技術を活用した 職員負担の軽減 ・ 民間活力の導入	児童の入退室報告や出欠連絡システ ム導入(ICT化)による職員の負担軽 減 〈9月補正〉
育成料		国の示す基準割合(1/2)を 念頭に置いた利用者負担 〈条例改正〉	・ 基準割合(1/2 7,700円)を念頭 に置きつつ、子育て世代の負担軽 減から月額6,000円(8月は 9,000円)とする。 〈条例改正〉 ・ 3年後の見直し

# (1)子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の確保

## 市立児童クラブ受入れ年齢拡大

・児童福祉法は平成 24 年 8 月に改正され、平成 27 年4月から、それまでの「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している子ども」となった。

### 【現状】

現在本市では、小学校1年生から3年生(障害児童は6年生)までの児童を対象としているが、指定都市の中で、小学校3年生までの受入れとなっているのは、

**本市と熊本市のみ。**

ただし、一部の児童クラブについては、4年生、または6年生まで受け入れている。

※県内(葉山町…3年生まで 開成町…4年生まで)

実施児童クラブ	4年生まで	6年生まで 令和6年度～
平成30年度～	①桂北(緑区) ②光が丘(中央区) ③もえぎ台(南区)	桂北(緑区)
令和2年度～	④藤野(緑区) ⑤藤野南(緑区)	
令和3年度～	⑥千木良(緑区) ⑦内郷(緑区)	千木良(緑区) 内郷(緑区)
令和5年度～	⑧中野(緑区) ⑨串川(緑区) ⑩根小屋(緑区) ⑪津久井中央(緑区)	

### 【取組(案)】

これまではモデル事業としていたが、今後は、できるだけ早期に市内全域で受入れ年齢を6年生まで拡大することを見据え、令和8年度においては、小学校4年生、または、6年生まで受け入れる児童クラブの拡充を進める。

※現体制で、対象年齢を6年生まで拡大すると、810人の待機児童発生が見込まれる。

## 【受入れ年齢拡大スケジュールイメージ】

令和7年度

4月	8月	10月中旬	11月～
市と学校との調整	4年生、6年生 実施クラブ決定	市民周知	令和8年度分 一次受付開始
クラブ職員との調整			

### 【受入れ年齢拡大のための必要な取組】（1支援単位40人） （待機児童の解消、場所の確保）

○学校内の余裕教室や特別教室だけでなく、普通教室のタイムシェアも含めた活用により施設確保を進める。（R7.1総合教育会議）

※学校の特別教室等を児童クラブ室として活用した取組

図書室（千木良小、清新小）、音楽室（相原小）、活動室（当麻田小、相武台小、中野小）、ランチルーム（淵野辺小、横山小、夢の丘小）など

・余裕教室等を改修する整備費（空調、水回り、ロッカーなどの備品）  
⇒1施設あたり約300万円

※令和7年4月1日時点で、20クラブで待機児童が発生しており、その解消のため、令和7年度予算で確保している2施設を除き18クラブ分、施設整備費を補正予算要求したい。

・シフトを組むのに必要な職員（6名程度）の人件費 ⇒約1,500万/年

※支援員2人、補助員4人

○放課後子ども教室と、児童クラブの一体的な運営

## (2)職員の確保と質の向上、負担軽減

### 職員の確保

#### 【状況】

各5月1日現在(単位:人)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
市立クラブ数(直営)	68	68	68	68	68
入会児童数	5,667	5,608	5,688	5,954	5,966
待機児童数	86	87	95	102	103

児童育成支援員数	450	441	434	429	437
児童育成支援補助員数	757	762	749	765	768
合計	1,207	1,203	1,183	1,194	1,205

(兼務含む)

#### \*職員の年間増減

各3月31日現在(単位:人)

採用者数	165	202	294	293	307
退職者数 (任期满了を含まない)	136	132	138	119	141
差引	29	70	156	174	166

#### 退職の主な理由

- ・勤務年数の長い(高齢)方⇒体力面の不安、家族の介護、自分時間の確保
- ・勤務年数の短い(若い)方⇒より資格を生かせる職へのステップアップ

## 【職員確保の取組】

○シルバー人材センターや民間派遣職員の活用施設を拡大するなどにより、職員確保を進める。

緑区	3	箇所
中央区	9	箇所
南区	10	箇所
計	22	箇所

※民間2社、シルバー人材センター派遣職員の配置状況  
(令和6年3月31日現在)

## 処遇改善・負担軽減

### 会計年度任用職員(支援員)の処遇改善・負担軽減

#### 【これまでの取組】

- ・本市会計年度任用職員の処遇改善の中で、期末手当及び勤勉手当を新たに支給

#### 【令和8年度の対応(案)】

- ・手書き業務、電話対応業務の削減  
→削減時間を活用した見守りの質、職員研修による質の向上を図る。



## 【取組】

### ○ICT導入による利便性の向上

→令和8年度から入退室、出欠管理をシステム化したい。(補正予算要求)

※導入経費や運営経費はそれぞれ国の補助メニューの活用を想定

## 【導入効果】

### ○保護者の負担軽減

→児童クラブとの出欠連絡・確認（電話のみ→アプリでいつでも可能）

→児童の入退室の確認（アプリによる通知の受け取りで確認が可能）

### ○児童クラブ職員の負担軽減

→現場職員の業務負担やストレス軽減、子どもたちとの関わり時間の増加

→離職率の低下

### ○学校側の負担軽減

→学校内で実施している児童クラブの場合、児童の居場所確認など、学校への問い合わせ対応による教員の負担軽減

### ○児童の利用情報等の一元化・共有の迅速化

→職員同士、職員と保護者のコミュニケーション改善

### ○保護者との確実な個別連絡方法の確立と迅速な周知

→連携強化による安全性の向上、ヒューマンエラーの軽減

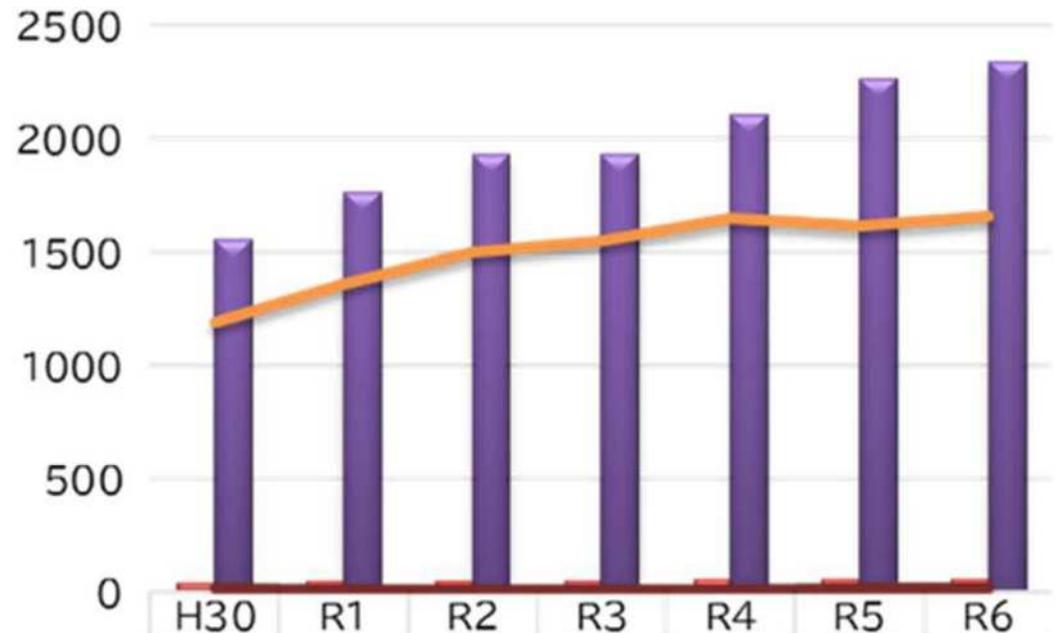
### システム化必須機能

- ・入退室管理
- ・欠席・遅刻連絡
- ・緊急連絡

### (3) 児童クラブの安定的運営の確保

#### 【民間児童クラブの施設数等の推移】(放課後児童健全育成事業の届出あり)

※公立児童クラブの待機児童のうち、例年15%程度が利用  
※民間児童クラブへの運営補助金は、内容や交付の基準が国と異なっており、市独自加算している内容もあるが、国の補助メニューの一部のみの活用となっている。



施設数(箇所)	44	49	51	51	56	59	59
児童定員	1,554	1,770	1,935	1,935	2,108	2,269	2,340
入会児童人数	1,196	1,359	1,501	1,550	1,650	1,618	1,665
うち公立児童クラブの待機児童の受入れ人数	16	14	8	9	12	20	19

【市内民間児童クラブ】 育成料とおやつ代の平均は17,000円程度

※基本的な育成のみのクラブや、習い事などのオプションが付帯しているクラブもあり、7,000円から45,000円までと、各児童クラブによって金額は異なる。

## ①民間事業者への補助金の見直し

### 【現状】

- 民間児童クラブについては、放課後の子どもの居場所の確保や、待機児童対策の一環を担っており、連携強化、補助・支援の拡充が求められている。
- 民間児童クラブへの運営補助金については、内容や交付の基準が国と異なっているため、国の補助メニューの一部のみの活用となっている。
- 階層区分の見直しや補助対象事業者の追加は行ってきたが、国の基準に合わせる場合には、市の一般財源を確保する必要がある。

### 【取組】

現在、市では補助対象としていない国の補助金メニューも含め、1つの補助金にまとめ、**国の基準に見直す。**

民間児童クラブ59クラブ中

◎増加予定…50クラブ

増額合計…約151,000千円/年

平均… 約3,000千円/年

最大額… 約9,000千円/年

◎減額予定…4クラブ

減額合計… △約6,400千円/年

平均… △約1,200千円/年

最大額… △約1,900千円/年

◎市補助金未申請…5クラブ

一般財源(1/3) 約50,000千円の増

## ②児童クラブ育成料等(延長育成料)の適正化

### 【現状】

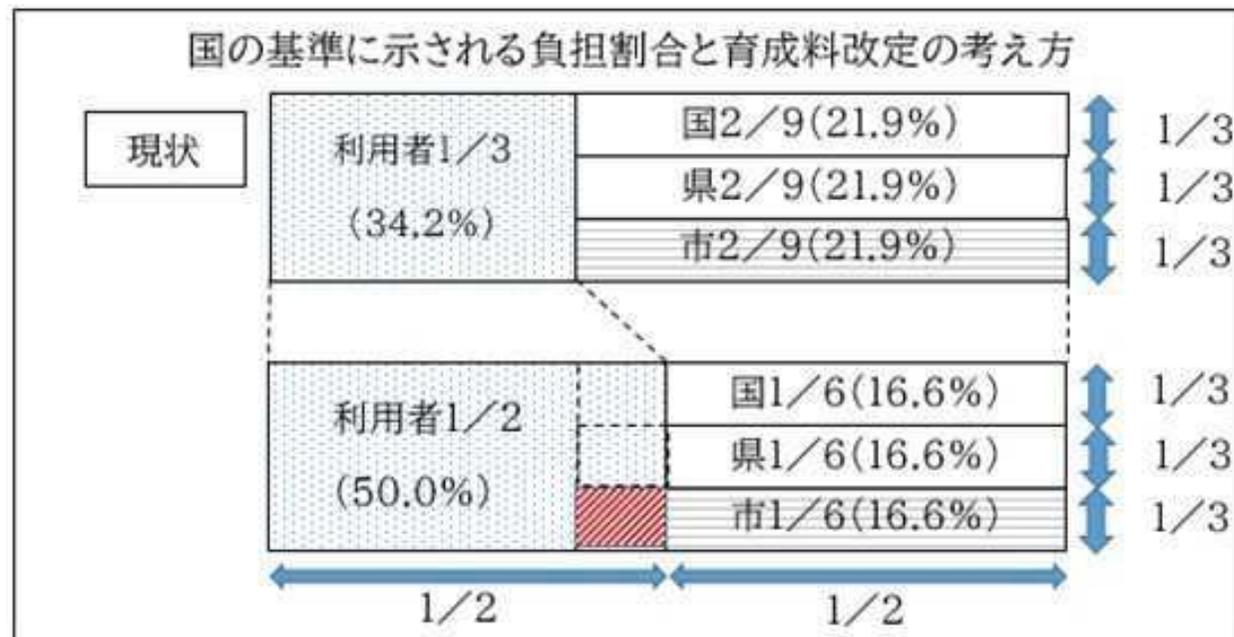
○児童クラブについては、放課後児童支援員(会計年度任用職員)等の人件費、施設の維持管理費、光熱水費などの経費を、国・県・市の負担金と保護者から育成料を徴収し、運営している。

**児童クラブ育成料は、月額5,300円 延長育成料(18:00~19:00)は、1回200円**

### 【参考:育成料の改定経過】

- ・育成料導入 平成12年度:3,000円
- ・育成料改定① 平成13年度:4,000円(経過措置)、平成14年度:4,700円
- ・育成料改定② 平成18年度:5,300円(現行料金)

○児童クラブの運営経費に対する育成料収入の割合は、国の基準に示される負担割合(2分の1)には届いておらず、34.2% (令和5年度実績)



## 【指定都市】 令和7年度児童クラブ育成料と延長育成料

12

	市町村	育成料 (月額)	延長育成料 (上限)	夏季料金	おやつ代 (月額)
1	京都市	11,000円	0円(育成料に含む)	(8月)13,000円	実費
2	静岡市	9,500円	1,000円/月	(7/21~8/31)17,400円	育成料に含む
3	千葉市	8,500円	1,000円/月	7月:10,800円、8月:11,900円	2,000円
4	新潟市	8,400円	0円(育成料に含む)	なし	2,000円程度
5	堺市	8,000円	1,000円/月	—	2,000円
6	さいたま市	8,000円	0円(育成料に含む)	—	2,000円
7	岡山市	7,500円	2,500円/月	(夏休み限定利用)12,500円	2,000円
8	相模原市	5,300円	200円/回	なし	2,000円
9	熊本市	5,000円	1,200円/月	午後6時までの場合(8月9,500円)	2,000円程度
10	広島市	5,000円	0円(育成料に含む)	—	実費
11	横浜市	5,000円	400円/回	7・8月のみ+500円	100円/回
12	神戸市	4,500円	3,000円/月	—	1,500円
13	福岡市	3,000円	2,000円/月	なし	実費
14	仙台市	3,000円	1,000円/月	—	実費
15	札幌市	0円(※)	2,000円/月	—	—
16	川崎市	0円(※)	2,500円/月	なし	実費

- ・札幌市:放課後~18時(児童クラブ)は0円。 有料時間帯(8時~8時45分または18時~19時)…2,000円/月
- ・川崎市:放課後~18時(就労要件なし)は0円。 18時~19時(就労条件あり)…2,500円/月
- ・名古屋市、浜松市、北九州市はクラブごとに育成料が異なる。

【近隣市】 令和7年度児童クラブ育成料と延長育成料

市町村	育成料(月額)	延長育成料	夏季料金	おやつ代(月額)
町田市	9,000円	500円/回 月額上限2,000円	なし	2,000円程度
八王子市	7,000円	3,000円/月 (午後6時30分から 午後7時30分まで。 午後7時までの場合は 2,000円/月)	なし	育成料に含む
厚木市	4,000円	800円/月 (19時までの利用の 場合が月額4,800円)	なし	クラブ費(おやつ代、 教材費など) 3,500円

## 【改定する背景とその理由】

国は、利用者の負担割合を1/2としている中、本市としては、現状、利用者の負担割合は35%程度に留まっている。

※本市においては、サービスの提供と負担の公平性等の観点から平成12年度より育成料を導入し、平成18年度に現行の月額5,300円に改定したが、それ以降、19年間育成料の改定を行っていない。

⇒共働き家庭が増加するなかで、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所として、市立児童クラブの安定的な運営の確保や、質の向上が必要。

ICT化等の利用者の利便性の向上や職員の資質向上に係る費用を利用者にも負担を求める必要がある。

## 【取組(案)】育成料改定

○令和8年度においても、生活保護受給世帯、市民税が非課税世帯については、引き続き、全額減免とした上で、国の示す基準割合(1/2 7,700円)を念頭に置きつつ、子育て世代の負担軽減から、月額6,000円、その他に、夏季期間料金を新設し、8月の1カ月分を9,000円とすることとしたい。(利用者の負担割34.2→40.3%)

○今後も、需要の増加や質の向上に向けた取組等により運営経費の増加が見込まれることから、社会経済情勢等を勘案しながら、見直しの検討を3年ごとに実施し、より安定的な運営を図る。

## 4 予算(育成料の改定と受入れ年齢拡大のため)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入 (育成料増額分)	増減なし	【R5.5.1時点の利用人数から積算】 49,389千円	49,389千円
歳出 ※国、県の特財あり 市1/3 (うち一財)			
・待機児童対策 場所改修+職員確保 ※1	18クラブ×3,000千円  54,000千円 (18,000千円)	24クラブ× 3,000千円 18クラブ×15,000千円 342,000千円 (114,000千円)	14クラブ× 3,000千円 42クラブ×15,000千円 672,000千円 (224,000千円)
・ICT化 【入退室、出欠管理システム】	初期経費 35,700千円 (11,900千円)	運営費 12,600千円 (4,200千円)	12,600千円 (4,200千円)
歳出増となる費用 合計 (うち一財)	89,700千円 (29,900千円)	354,600千円 (118,200千円)	684,600千円 (228,200千円)

※1 特別教室への空調設備の設置を前倒しで実施する。  
令和8年度以降の改修対象施設や人件費を要求する施設については、今後精査していく。

# 5 主な取組のスケジュール(案)

取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	R10	R11
育成料の改定	庁議等	▼11/1~R8年度入会一次募集開始 6月部会 9月議会 (条例改正R8.4.1)	育成料改定		育成料見直し検討	
受入れ年齢拡大	庁議等 ← 6年生受入れモデル事業期間 →	9月補正要求 18クラブ(施設改修分)	施設・人員の体制整備 ⇒受入れ人数の拡充 ⇒状況を見て条例改正			
入会要件の拡充 (育児休業中を追加)	庁議等	6月部会議会 9月議会 (条例改正)				
入退室管理システム 導入(ICT化)	庁議等	9月補正要求 事業者決定 運用準備	運用開始			
民間児童クラブへの 補助金の見直し	庁議等	制度設計 R8当初予算要求 事業準備期間 要綱改正 ■■■■■→	国基準へ統一 ※市単独上乗せ 部分の補助金 廃止は1年猶予 期間	(市単独分 廃止)		

○開催日 : 令和7年5月2日

○開催場所 : 第1 特別会議室

○案件名 : 放課後の子どもの居場所の確保に向けた今後の取組について

○担当課 : こども・若者未来局 放課後児童対策課 こども施設課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長 ■石井副市長 ■奈良副市長 ■大川副市長 ■市長公室長 ■総務局長

■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長 ■緑区長

■中央区長 ■南区長

(担当課)

■こども・若者未来局長 ■こども・若者政策課 ■放課後児童対策課長 ■こども施設課長

### (1) 主な意見等

○(石井副市長) 決定会議から、育成料の改定額が変更となっているが、市長公室は把握しているか。変更内容は、決定会議の結果に準拠しているという認識でよいか。

→(市長公室長) 改定額の変更について承知しており、年間の負担割合の考え方が変わらないことから、決定会議の結果に準拠しているものである。

○(市長) 子どもの居場所については、担当部長を配置し、本市としても本格的に取り組んでいく姿勢を示した。登校前の居場所づくりや放課後の居場所づくり等は、キーワードになるものだと考えている。本市は、子どもたちをしっかりと教育し成長してもらうための良い場所だと思っている。説明資料16ページの主な取組のスケジュールについて、令和7年度当初予算で施設改修費を要求できなかったのか。また、9月補正で要求する理由を説明いただきたい。

→(こども・若者未来局長) 実務的な面において、スピード感を持って検討ができていなかった。特に待機児童対策は、施設改修が必要となるが、令和7年度当初予算では、例年ベースの2施設分のみの計上であった。しかし、こども・若者未来局の組織改編により、担当部長の配置や放課後児童対策課を新たに創設したことから、スピード感を持った対応を進めていくためにも、令和8年度当初予算ではなく、9月補正にて対応していきたい。

○(市長) 説明資料4ページの市立児童クラブの受入れ年齢拡大について、基本的に小学校1年生から3年生までの児童を対象としているのは、指定都市では本市と熊本市、県内では、葉山町と開成町、近隣市では八王子市のみであり、指定都市、県内等を見ても、小学校6年生までの受入れの方向である。本案件については、教育委員会との連携も重要であると考えており、令和8年度以降という表現では、いつ実施開始になるかわからないことから、教育長や教育局長との協力により、実施計画をまとめていく必要があると考える。

→(こども・若者未来局長) 他自治体と比べて対応が遅れていることは認識している。本来であれば小学校6年生まで拡大するべきと考えているが、こども・若者未来局だけでは提案しきれなかった状況である。教育長から教育委員会も協力していただけるという言葉をした

だけのため、実施計画を作成する上でも、具体的なスケジュール、どこをターゲットにしていくかしっかりと考えていきたい。

- (市長)説明資料14ページの育成料の改定について、19年間改定を行っていないとのことだが、なぜ据置きにしてきたのか。議論の実施状況について、経緯を教えてください。
- (こども・若者未来局長)令和6年3月に庁議に諮ったが、費用負担を求めるという中で、保護者へどのように説明していくか、こども・若者未来局として目指すところの整理ができていなかった。また、説明資料3ページの対応案をまとめるまでの調整に時間を要してしまった。
- (市長)説明資料16ページの民間児童クラブの補助金の見直しのうち、市単独上乗せ部分の補助金が廃止されるとのことだが、上乗せを行った経過と理由について説明いただきたい。
- (こども・若者未来局長)市独自のメニューとして、国基準よりも手厚く対応している部分があったことから、見直しを行うものである。
- (石井副市長)説明資料16ページに市単独上乗せ部分の補助金という表現になっているが、どういうことか。
- (こども・若者未来局長)表現について訂正する。
- (教育長)市長から話のあった実施計画というのは、難しいと感じている。新たな開発等により、どの地域に待機児童が発生するか把握しきれないのではないか。また、整備の最終年限はいつなのか、小学校6年生をいつから対象とするのか、どの時点で待機児童を発生させないかを定める計画であって、具体的な学校名などを示さない計画であれば良いのではないかと考える。
- (こども・若者未来局長)待機児童数と連動した中で、いつから小学校6年生を対象とするのか等について示していきたい。
- (教育長)高学年と低学年が一緒の部屋になるのは危険であるため配慮してほしい。
- (こども・若者未来局長)学校とはどの教室を何部屋確保するか等を含め調整させていただく。
- (教育長)教育委員会と連携し、ターゲットとなる学校を早々に示しながら調整してほしい。
- (奈良副市長)子育て応援条例を制定し、「子育てするなら相模原」を打ち出している中で、思い切って受入れを小学校6年生まで引き上げるという姿勢が必要ではないか。説明資料の中でも、既に他市は小学校6年生まで受入れている中で、できる施設から対応していくというのはいかがなものか。育成料の改定と小学校6年生までの引き上げはセットの方が良いのではないか。児童福祉法が平成24年の8月に改正され、平成27年4月からは「小学校に就学している子ども」が対象となっており、学校の余裕教室や特別教室等で活用できる部屋はないのか、短時間の中で調査等を行っていく気概が必要ではないか。県下の指定都市が小学校6年生まで受入れている中で、本市は小学校3年生までと自信を持って言えるのか。
- (こども・若者未来局長)9月議会では、奈良副市長がおっしゃったようなことを答弁できるよう、教育委員会、関係部局と連携しながら調整を図っていく。
- (大川副市長)子どもの居場所は、児童クラブだけではなく、放課後子ども教室や校庭開放等についても検討していただきたい。また、児童クラブは民営化等も検討しており、中長期的にどのように子どもの居場所づくりをするのか、どのように進めていくかという視点についても別途検討していただきたい。
- (市長)子どもの居場所は、非常に大事だと考えており、テレビや新聞でも特集が組まれるほどである。こども・若者未来局長がリーダーシップを発揮し、教育長、教育局長と連携しながら、小学校6年生までを対象にすることをしっかりと打ち出して欲しい。また、放課後子ども教室と児童クラブの一体的な運用、民間活力の導入、最近では、朝の居場所についても相談があるため、検討を加速化して欲しい。育成料が19年ぶりに改定するということを保護者に対してしっかりと説明をして、寄り添っていただきたい。
- (石井副市長)目標地点や着地点等でまだ見えてない部分がある。また、当初予算でなく補正予算で対応する理由等については、内部的な説明ではなく、市民、議会に対して理解が得られる説明となるよう精査するとともに、本日の意見に対する対応策を具現化していただきたい。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。